

議案第 36 号

亀山市都市開発区域に係る固定資産税の不均一課税に関する
条例の廃止について

亀山市都市開発区域に係る固定資産税の不均一課税に関する条例
を別紙のとおり廃止する。

令和 4 年 6 月 2 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市都市開発区域に係る固定資産税の不均一課税に関する条例
を廃止する条例

提案理由

条例の廃止について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に
より議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市都市開発区域に係る固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例

亀山市都市開発区域に係る固定資産税の不均一課税に関する条例（平成 17 年亀山市条例第 51 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（亀山市産業振興条例の廃止）

2 亀山市産業振興条例（平成 17 年亀山市条例第 119 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

（2）改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
（奨励措置対象事業者） 第 3 条 〔略〕 〔 2 略〕 3 前 2 項の規定にかかわらず、 <u>この条例による奨励措置を講じられている事業者は、奨励措置対象事業者としない。</u> 〔号を削る。〕 〔号を削る。〕	（奨励措置対象事業者） 第 3 条 〔略〕 〔 2 略〕 3 前 2 項の規定にかかわらず、 <u>次の各号のいずれかに該当する事業者は、奨励措置対象事業者としない。</u> <u>（1）この条例による奨励措置を講じられている事業者</u> <u>（2）亀山市都市開発区域に係る固定資産税の不均一課税に関する条例（平</u>

	<u>成 1 7 年 亀 山 市 条 例 第 5 1 号) の 規 定 の 適 用 を 受 け て い る 事 業 者</u>
備考 表中の [] の記載は注記である。	